

一刀領談

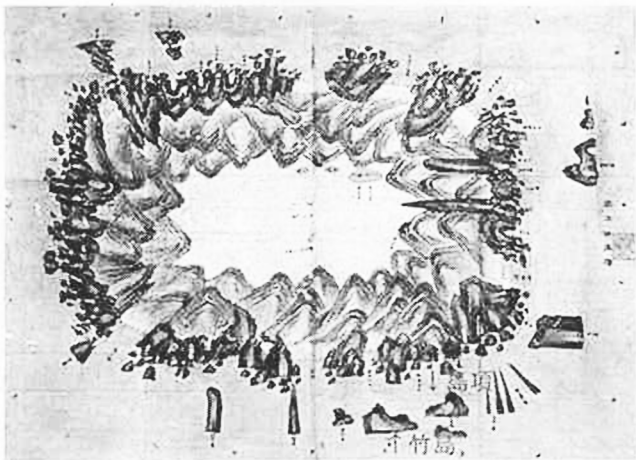
本紙客員論説委員 下條正男



しもじょう・まさお 長野県出身。国学院大学院博士課程修了。1999年から拓殖大教授を務め、昨年3月末で退官。現在は本紙客員論説委員のほか、島根県立大と東海大の客員教授。島根県の第5期竹島問題研究会の座長を務める竹島研究の第一人者。72歳。

韓国では10月を「独島の月」とし、10月25日を「独島の日」としている。根拠となっているのが1900年10月25日、大韓帝国が発表した『勅令第41号』である。第2条に「郡庁の位置を台霞洞に定め、区域は鬱陵全島と竹島石島を管轄する」と記されており、その石島を独島(竹島の韓国名)と解釈し、独島が韓国領となった証拠としている。

韓国の「独島の月」



李奎遠が鬱陵島の属島を描いた『鬱陵島外図』

勅令第41号の第2条の石島は、その請議書で鬱陵島の疆域を「該島、地方は縦八十里で横五十里」としている以上、独島とは関係のない島だった、ということである。
では島項は石島だったのか。これは勅令第41号で鬱陵郡の行政区域を「鬱陵全島と竹島石島」とし、漢語表記しているのに対して、島項は、李奎遠が韓国語で「牛の項(우나리)」と命名

根拠の「石島」は無関係

しかしそれは、石島(トルソンの発音が独島(トクソン)に近いというだけで、石島が独島であった証拠にはならない。それに独島が文献上登場するのは04年、軍艦新高の日誌に「韓人これを独島と書し」と記されたのが早い例である。

勅令第41号ではなぜ鬱陵郡の管轄区域が「鬱陵全島と竹島石島」となったのか、そして石島がなぜ日誌に独島と書かれたのか。その経緯が説明できなければ、石島を独島とすることはできない。00年の時点で石島とされたものが、04年に独島と表記されたのは、いかにも不自然である。

■日韓が共同調査

勅令第41号が発布された背景には、当時、鬱陵島で起きていた日本人による材木伐採問題があった。そこで大韓帝国と日本政府は05年6月に官吏を鬱陵島に派遣し、共同調査を行って

る。日本側からは赤塚正助らが、韓国側からは禹用鼎が参画した。赤塚の復命書には鬱陵島の地図が添付され、付図には鬱陵島と属島の竹島、島項、空島が描かれている。このうち竹島は鬱陵島の東約2キロにある竹嶼、空島は鬱陵島北方にある孔岩である。では独島は島項だったのだろうか。

だが独島は鬱陵島の南東約90キロにあり、島項は鬱陵島の北東に位置している。この島項を独島とすることはできない。それは赤塚が鬱陵島の疆域を「東西凡六哩強、南北凡四哩強、周圍凡二十哩(20哩、約32キロ)」としたことでも明らかだ。

それに島項は李奎遠が鬱陵島の属島を描いた『鬱陵島外図』に由来し、李奎遠

はそこに独島を描いていない。これは日韓共同調査の対象となった鬱陵島には、独島が含まれていなかったということなのである。

その事実を、鬱陵島を鬱陵郡に昇格させるため、内務大臣の李乾夏が提出した「請議書」でも確認ができる。李乾夏は鬱陵島を「該島、地方は縦八十里で横五十里(韓国の一里は400歩)」としていたから

だ。この鬱陵島の疆域を「縦八十里で横五十里」とするのは、朴錫昌が1711年に「鬱陵島図形」を作図し、その中で鬱陵島を「東より西に至る八十余里、南より北に至る八十余里」として以来の通念であった。それに鬱陵島図形でも、独島を描いていない。

した小島で、漢字音を借字して島項と表記していたのである。

島項は、海図306号の『竹邊灣至水源端』所収の「鬱陵島」で鼠項島と表記され、読み方が「Somok somu」(牛の項の島)と明記されている。これを伝統的な「反切」に従って漢字2字(鼠項を二音で読めば、鼠(SO)から母音の(O)が、項(MOK)からは最初の子音の(M)が除かれ、Soku「石」となる。韓国語で「牛の項」と表記された島項は、反切を使って漢語表記にすれば石島になるのである。「独島の月」の根拠にされた石島は島項で、独島ではなかったのである。

■「牛の項」と命名